

広島市個人情報保護条例の改正について

(改正の要旨)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴う規定の整備。

広島市個人情報保護条例 新旧対照表 (第1条関係)

現 行	改 正
<p>(略)</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)  <b>第27条</b> 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣</u> 及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものであって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(適用除外)  <b>第35条</b> 次の各号に掲げる保有個人情報については、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。                      (1)～(3) (略)                      (4) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「法」という。)の規定が他の法律の規定により適用を除外される<u>法第2条第3項</u>に規定する保有個人情報に相当する保有個人情報 当該他の法律の規定により適用を除外される法の規定に相当するこの条例の規定</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)  <b>第27条</b> 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣</u> 及び番号利用法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものであって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(適用除外)  <b>第35条</b> 次の各号に掲げる保有個人情報については、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。                      (1)～(3) (略)                      (4) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「法」という。)の規定が他の法律の規定により適用を除外される<u>法第2条第5項</u>に規定する保有個人情報に相当する保有個人情報 当該他の法律の規定により適用を除外される法の規定に相当するこの条例の規定</p> <p>(略)</p>

広島市個人情報保護条例 新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第35条 次の各号に掲げる保有個人情報については、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。</p> <p>(1) 統計法(平成19年法律第53号)第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る同法第2条第11項に規定する調査票情報に含まれる保有個人情報 この条例の規定</p> <p>(2) 本市等の図書館等において、市民の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物等に記録されている保有個人情報 この条例の規定</p> <p>(3) 実施機関が本市等の職員(本市が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。)に関する事務のために取り扱う保有個人情報 この条例の規定</p> <p>(4) <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「法」という。)</u>の規定が他の法律の規定_____により適用を除外される<u>法第2条第5項</u>に規定する保有個人情報に相当する保有個人情報</p> <p>当該他の法律の規定により適用を除外される法の規定に相当するこの条例の規定</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第35条 次の各号に掲げる保有個人情報については、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。</p> <p>(1) 統計法(平成19年法律第53号)第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る同法第2条第11項に規定する調査票情報に含まれる保有個人情報 この条例の規定</p> <p>(2) 本市等の図書館等において、市民の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物等に記録されている保有個人情報 この条例の規定</p> <p>(3) 実施機関が本市等の職員(本市が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。)に関する事務のために取り扱う保有個人情報 この条例の規定</p> <p>(4) <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)</u>_____の規定が他の法律の規定(<u>統計法第52条第2号の規定を除く。</u>)により適用を除外される<u>法第60条第1項</u>に規定する保有個人情報に相当する保有個人情報</p> <p>当該他の法律の規定により適用を除外される法の規定に相当するこの条例の規定</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>